

## 秩父市プレミアム付商品券事業 2020 取扱要領

### 1. 目的

秩父市では、新型コロナウイルス感染症に対する経済支援策の一環として、市内の消費喚起を図ることを目的として、プレミアム付商品券を発行する。

### 2. 商品券の発行について

- (1) 名称 秩父市プレミアム付商品券（以下「商品券」という）
- (2) 発行者 秩父市
- (3) 事業運営 秩父商工会議所
- (4) 発行総額 9億円
- (5) 発売価格 1セット10,000円（額面1,000円の商品券×12枚）  
（内訳）10枚：共通券 すべての加盟店で使用可  
2枚：専用券 大型店やコンビニエンスストアなどのチェーン店では使用不可。但し秩父市に本社・本店がある企業は除く。
- (6) 販売対象 秩父市民とする
- (7) 購入方法 インターネットまたはハガキによる予約販売とする。
- (8) 購入限度 一人5セットまで
- (9) 販売期間 2020年9月25日～2020年10月4日  
（引替期間）※販売期間に完売しなかった場合、販売方法を検討し継続販売する。
- (10) 販売場所 市内10か所以上を予定
- (11) 利用期間 2020年10月1日～2021年1月31日

### 3. 取扱いにおける厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売またはサービスの提供などの取引において利用可能である。
- (2) 商品券を現金化することはできない。
- (3) 利用額が商品券額面に満たない場合、釣銭は出ない。
- (4) 商品券の紛失及び盗難に対し、発行者はその責を負わない。

### 4. 商品券の利用対象にならないもの

- (1) 商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
- (2) 不動産等の購入
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条に規定する営業に係るもの。
- (4) 公共料金等公共性の高いもの
- (5) 事業活動に関わる仕入れや経費等の支払
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
- (7) たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- (8) 現金との換金・電子マネーチャージ・金融機関への預入

### 5. 加盟店の責務等

- (1) 加盟店であることがわかるよう、利用者がわかりやすい場所にポスター等を掲示すること。
- (2) 商品券が使用できないもの（除外品目）がある場合は、その内容をわかりやすく表示すること。
- (3) 利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認すること。偽造防止が無い、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに秩父商工会議所まで報告すること。
- (4) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は加盟店の責務とする。

## 6. 加盟店の参加資格

- (1) 秩父市内に店舗を有する事業者で、加盟店が秩父商工会議所または、店舗所在地の商工会に入会していること。なお、金融業、風俗業のほか、公序良俗に反する営業を行なっている事業者は除く。
- (2) 申請者またはその法人の役員が、暴力団・暴力団関係者等の反社会的勢力でないこと。  
また、加盟店の経営に実質的に関与するなど密接な関係を有していないこと。

## 7. 換金について

- (1) 換金場所 秩父商工会議所（秩父市宮側町1-7）
- (2) 換金日時 調整中
- (3) 支払い方法 口座振込を予定
- (4) 換金方法 加盟店は、商品券換金依頼書と使用済券を換金事務局（秩父商工会議所）に提出すること。換金事務局は商品券換金依頼書と使用済券を確認の上、後日振込にて支払をおこなう。
- (5) 換金期間 2020年10月から2021年2月の指定日  
上記期間を過ぎての換金には一切応じられない。この要領に定めるほか、必要な事項は別に定める。
- (6) 換金手数料 なし

8. 取扱店の取消等 この「取扱要領」に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や加盟店の承認を取り消す場合がある。また、違反により損害金が発生した際は損害金を請求する。

## 9. 申請手続について

- (1) 申請方法 この「取扱要領」に同意のうえ、「加盟店登録申請書」に必要事項を記入し、通帳のコピーなど必要な書類を添付して秩父商工会議所へ提出すること。
- (2) 申請先 秩父商工会議所 〒368-0046 秩父市宮側町1-7  
TEL：0494-22-4411 FAX：0494-24-8956 E-mail:ken2020@chichibu-cci.or.jp
- (3) 受付期間 第1次募集 2020年8月7日（金）から 8月31日（月）まで  
※第1次募集で受付した店舗は、販売（引換）時に配布する加盟店一覧に掲載する。  
第2次募集 2020年9月1日（火）から 9月25日（金）まで
- (4) 審査・承認 秩父商工会議所は申請書を提出した事業者を審査し加盟店として承認する。

## 10. 新型コロナウイルス感染症の感染予防について

加盟店は業種や店舗規模に応じた適切な感染防止対策を講じること。

## 11. その他

- (1) 秩父市内に複数の店舗がある場合は、店舗ごとに申請書を作成し申請を行う。
- (2) 複数の店舗が含まれる大型商業施設等の一括申し込みはできない。個別の店舗ごとに申請を行う。
- (3) 加盟店情報（店舗名称、所在地、業種等）は、「商品券の使えるお店（一覧表）」として、秩父商工会議所のホームページ等で広報を行う。

● 「加盟店登録申請書」のダウンロード 秩父商工会議所 <https://www.chichibu-cci.or.jp/>

● 加盟店募集に関する問い合わせ

秩父商工会議所 秩父市宮側町1-7 TEL：0494-22-4411

E-mail：[ken2020@chichibu-cci.or.jp](mailto:ken2020@chichibu-cci.or.jp) FAX：0494-24-8956

※加盟店申請期間中は窓口の混雑が見込まれます。新型コロナウイルス感染予防のためにも、秩父商工会議所窓口での申請はご遠慮いただき、メール・郵送・FAXのいずれかで申請をお願いいたします。